

---

平成21年第8回大和町議会臨時会会議録

---

平成21年11月27日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	18番	大 須 賀 啓 君
9番	馬 場 久 雄 君		

欠席議員（1名）

17番	大 崎 勝 治 君
-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	高 橋 久 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	渋谷 久 一 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	佐 藤 成 信 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総 務 まちづくり 対 策 課 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 官 対 策	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

## 議事日程〔別 紙〕

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「会期の決定について」

日程第3「議案第84号 大和町職員の給与に関する条例等の  
一部を改正する条例」

日程第4 「議案第85号 大和町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

日程第5「議案第86号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間  
その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」

日程第6「議案第87号 損害賠償の額を定め和解することについて」

## 本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

少し早いのですが、おそろいですから、ただいまから平成21年第8回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番松川利充君及び3番伊藤 勝君を指名します。

---

## 日程第2「会期の決定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

### 「町長あいさつ」

町長（浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

議会開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成21年第8回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、去る11月2日に開催されました宮城県文化の日表彰式におきまして、大崎勝治副議長が長年の産業功勞により表彰の榮に浴されており、まことにおめでとうございました。町民を代表いたしまして心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます次第でございます。

また、10月30日、11月1日の2日間にわたり、まほろばホールを会場といたしまして平成21年度町民文化祭が開催され、初日に大和町文化協会設立30周年記念式典も挙行され、県下屈指の協会発展へご尽力された方々に対し、表彰状、感謝状の贈呈が行われました。

この30周年記念の年と時を同じくして、宮城県から大和町文化協会も表彰され、会長より会員皆様への報告がなされたところであり、これまでの

ご尽力に敬意を申し上げますとともに、文化活動が町民皆様に波及し、町全体に潤いと充実した活動が展開されることを期待するものでございます。

それでは、本日提出いたしております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第84号は、今年度の人事院勧告内容に沿って、職員の給与並びに関連する職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第85号及び議案第86号は、町長、副町長及び教育長の給料等について一般職の改正に準じて改正を行おうとするものであります。

議案第87号は、まほろばホール駐車場で発生いたしました駐車場利用者車両と公用車の交通事故につきまして、損害賠償の額を定め、和解することにつきまして議会の議決をお願いするものでございます。

以上が、本日提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 日程第3「議案第84号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、議案第84号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

おはようございます。

では、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、議案書の1ページの方をお開きをいただきます。

議案第84号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

今回の給与条例の改正の概要につきまして、まずご説明を申し上げたいと思います。

別添の説明資料の1ページをお開きをいただきたいと思います。

今回、人事院勧告に係る給与条例等の改正の概要になります。人事院勧告は、例年5月から行われる職種別民間給与実態調査により前年の8月からその年の7月までの1年間の実態を把握し、民間企業に勤める労働者と一般職の国家公務員の給与標準を比較検討して、双方の企業給与水準の格差をなくすことを目標に、給与の改定を内閣と国会に提出されるものであります。

地方公共団体におきましては、人事委員会が設置されている場合は人事委員会から勧告され、それ以外は第三者機関による勧告の手続きを踏まず、直接首長から給与条例の改正提案が議会に対してなされるものでありますが、いずれの場合も人事院勧告に倣うことが多く、加えて特別職の国家公務員の給与改定についても一般職の改定内容がベースとなるため、事実上公務員の給与水準を決める役割をいたすものであります。

今年度の勧告の内容でございます。

一般職の関係でございますが、①俸給表の月額引き下げであります。平均改定率はマイナスの0.2%。1級から3級の一部を除くということで、初任給から若年層に係る分については引き下げは行わないこととなっております。

②としましては、住居手当の一部廃止であります。自宅に係る新築購入後5年間に限り月額2,500円の分を廃止をいたすものであります。

③期末・勤勉手当の引き下げであります。期末手当につきましては、6月期に既に0.15月、勤勉手当につきましても0.05月、あわせまして0.20月の減額をいたしておりまして、今回12月期としまして期末手当を0.10月、勤勉手当を0.05月のあわせまして0.15月といたすものでありまして、年間の支給月数を4.50月から4.15月と引き下げるものでございます。6月については、既に0.20月分を引き下げる特例措置を行っているものであります。実施時期につきましては、交付の日の属する月の翌月の初日というこ

とでありまして、今回は平成21年の12月1日からの施行という形でございます。

4点目ですが、超過勤務手当の改正ということで、時間外労働の割増賃金等に関する労働基準法の改正を踏まえた中で、月60時間を超える超過勤務に係る支給割合を100分の125から100分の150に引き上げ、当該支給割合と本来の割合との差額の支給にかえて代替休を指定できる制度を新たに設けたものであります。実施時期につきましては、平成22年4月1日からといたすものであります。

※の部分であります。本年は、俸給表が引き下げとなる改定のため遡及改定は行わない部分であります。年間給与と比較した場合に公務員給与と民間給与との均衡が図られるよう、4月から11月までの8カ月分の給与及び6月期の特別給、いわゆる期末手当等に係る格差相当分の額を12月の今回の期末手当の部分から減額調整をいたすものでありまして、その割合を0.24%といたすものであります。

特別職につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、同様の改定でマイナスの0.3%を行うものであります。

2ページの方であります。これに基づきまして給料月額改正。

国におきましては内閣総理大臣、国務大臣、それぞれ改正後の額が206万5,000円、それから国務大臣が150万7,000円ということで、マイナス6,000円、マイナスの0.29%、国務大臣についてはマイナス4,000円のマイナスの0.26%になるものであります。

これを町に当てはめると、町長に関しましては改正前が76万9,900円をマイナス0.3%に對しまして76万7,590円で、それで改定後76万7,000円といたすものでありまして、マイナスの2,900円、マイナスの0.38%といたすものであります。副町長につきましては、61万500円を60万8,000円に、マイナスの2,500円、マイナスの0.41%。教育長につきましては、51万9,700円を51万8,000円に、マイナスの1,700円、マイナスの0.33%といたすものであります。

期末手当の改正であります。

国におきましては1.6月から1.45月に6月期にマイナス0.15、12月期に1.75月を1.65月のマイナス0.10月、あわせまして3.35月から3.10月といたすもので



あります。

特別職につきましても、町長・副町長の場合、1.60月を1.45月のマイナスの0.15月、今回の12月期につきましては1.70月から1.60月のマイナス0.10月といたしますもので、合計で3.30月を3.05月といたすものであります。教育長の期末手当につきましては、特別職の職員の常勤のものの給与の例によるということでありますので、同様の引き下げを行おうとするものであります。

これに関連しまして本庁の関係条例の改正になる部分ではありますが、まず一般職給与に関しましては、大和町職員の給与に関する条例で、給料表の改正、住居手当の廃止、期末勤勉手当の引き下げ、時間外勤務手当の新たな制度の立ち上げ。

それから、企業職給与につきましても町の一般職と同様な形での住居手当の廃止。

勤務時間につきましては、時間外勤務代休制度の新たな設けをいたすものであります。

特別職給与につきましては、町長・副町長につきましては、大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例。教育長につきましては、大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を改正をいたすものでございます。

それでは、議案書の関係の第84条関係の新旧対照表でございます。3ページの方であります。

まず、第1条の関連であります。第13条につきましては住居手当に係るものでありまして、旧の方の2号の部分並びに2項2号及び3号の部分については字句の訂正。2号と2,500円の部分の削除をいたしまして、ほかの下線の部分については対応号俸の関係で字句等の訂正を行おうとするものであります。

期末手当の部分であります。第22条であります。12月分の支給分を「100分の160」から「100分の150」に。再任用に係る職員に係る分については「100分の160」とあるのは「100分の150」に、「100分の85」とあるのは「100分の80」といたすものであります。

第23条につきましては勤勉手当に係るものでありまして、第2号におきまし

ては「100分の75」から「100分の70」に改正をいたすものであります。

5ページから8ページにつきましては給料表の改正に係るものでありまして、1級、2級、3級の一部を除いて下線が引いてある部分の改正をいたすものでございます。

続いて9ページの方をお願いをいたします。

9ページの部分につきましては第2条に係る部分でありまして、第16条、給与の減額を除く分として、第3条で新たに規定する時間外勤務代休時間を新たに新の方に加えるものであります。

第17条第5項につきましては、1カ月に時間外勤務時間が60時間を超えた部分について、1時間につき「100分の150」を乗じて得た額といたすものであります。

第6項につきましては、時間外勤務代休時間の指定に変えられた場合、時間外勤務手当は支給を要しないものといたすものであります。

10ページの第7項であります。再任用短時間勤務職員の場合の割合を「100分の100」といたすものであります。

第22条の期末手当の部分であります。第2項、6月に支給する割合を「100分の140」から「100分の125」に、再任用職員の場合は「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」とあるのは「100分の85」といたすものであります……、ちょっと今の言い方はちょっと対応号俸を間違いました。「100分の140」とあるのは「100分の125」に、「100分の75」とあるのは「100分の65」、「100分の80」といたすものは「100分の85」とするものでございます。

第23条2項第2号であります。勤勉手当の再任用職員の場合につきましては、6月及び12月支給分とも100分の35といたすものであります。

続きましては、11ページでございます。

第3条の関係であります。大和町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正の内容であります。第8条の4第1項につきましては、時間外勤務代休時間を新たに規定をいたすものでありまして、第2項におきましては時間外勤務代休時間を指定された職員は、指定された時間には正規の勤務時間を要しないものといたすものであります。

第15条につきましては、職員の給与に関する条例の改正年、番号を削除

いたすものでございます。

続きましては、13ページでございます。

第4条の関連の大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

附則第7条の改正の内容であります。附則第7条につきましては平成18年の4月1日に給料表等の改正の切りかえがありまして、新たな給料表の適用を受ける職員で、給料月額が以前より受けていた給料月額に達しない職員には、その差額を支給していたものでありまして、今回の減額対象職員の給料月額は「100分の99.76」を乗じた額といたすものでございます。

14ページの部分でございますが、大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正内容であります。

第6条の2につきましては、一般職と同様の形で住居手当の部分の削除をいたすものでございます。

では、新旧対照表から議案書の方に戻っていただきたいと思っております。

6ページでございます。附則の部分でございます。

附則第1条の施行期日であります。この条例は平成21年12月1日から施行いたすものでありまして、ただし、第2条及び第3条の規定は平成22年4月1日から施行いたすものであります。

第2条につきましては、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置でありまして、12月に支給する期末手当の額から減額対象職員の月額合計額に100分の0.24を除いた額に、4月から11月までの8カ月分を乗じて得た額を減額をするものであります。さらに6月に支給されております期末勤勉手当の合計額にも同様に「100分の0.24」を乗じて得た額、これらをあわせた額を12月の期末手当から減額といたす内容でございます。

7ページであります。

第3条につきましては、規則への委任といたすものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

実際の額でちょっとどういうことなのかというのを計算されていると思うのでお聞きしたいと思いますけれども、今のご説明の中で、月額 0.3%というのが平均的な給料額というのがあると思うんですけれども、その平均的な方で年額どのぐらいの額になるのか、マイナスになると思うんですけれども、年額どのぐらいの方がどのぐらいにというふうなことが想定されるのか。

それと、町全体としての給与総額の中で、年額でどのぐらいの変動があるのか、お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

藤巻議員のご質問にお答え申し上げます。

町の場合、今回の改正に伴った変動の内容であります。大和町の場合平均の年代が44歳でございます。改正前が年額給与が34万 3,930円でございます。改正後はこれが34万 3,184円ということで、マイナスの 746円となるものであります。

また、期末・給与あわせた年間の支給額であります。同様に44歳の例であります。改正前が年間で 566万 8,000円が、改正後には 552万 6,000円ということで、マイナスの14万 2,000円となるものでございます。

それから、町全体の影響の部分でございます。一般職の部分では給与改定の部分、それから期末手当を含めた部分で 1,200万円ほどの減となる予定でございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

いいですか。ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。反対討論ですか。(「はい」の声あり) 1番藤巻博史君。

1番 (藤巻博史君)

藤巻ですけれども、反対の討論をいたします。

今回の議案第84号でございますけれども、一般職の月額給料、それから期末手当ですか、そういったものを引き下げることによってございます。それで、今回、トータルの数字で期末手当、給料をトータルでお聞きしたところですが、年額においてお一人方、平均の方でしょうけれども、14万2,000円年額において減額になるというようなことでございます。

これにつきまして二つの点で反対をしたいと思います。

一つは、今回の引き下げが町の職員の生活に深刻な影響を与えるのではないかということです。この間、さまざまところで引き下げがなされておりますけれども、そういう中で一人当たりの14万円の減収ということになれば、職員の生活設計にも少くない影響を与えるものと思います。町の職員も子育て中の方やあるいは保育所、小中学校、大学などさまざまな養育費、教育費をなされている、あるいは車のローン、住宅ローンとかさまざまな家計をやりくりしているそういう実態の中で、年間の14万円もの減額というのは深刻な影響を与えるということです。

二つ目でございますけれども、今度の引き下げがさまざまな分野に影響を与える恐れがあるということでございます。公務員給与の引き下げは年金や生活保護などの算定基準にも影響を与えて、給付の引き下げにつながることを懸念するものです。また、今回の引き下げは人事院勧告に基づくわけですが、公務員の給与を参考にしている民間の給与体系にも影響を与えて、今でも低いところが多い民間企業の引き下げを役場が引き下

げたということでさらに引き下げる要因にもなりかねない。それから、公務員側も民間が引き下げたのだからということで引き下げるという人事院勧告も可能性としては出てくるということでは、このままいくと官と民との賃下げ競争という悪循環を招きかねません。そういうことであれば、個人消費もますます冷え込むということになると。今、デフレの局面にある深刻な経済状況を解決するためには、日本経済の6割を占める個人消費を復活させなければならないという中で、今回の給料の引き下げ、大和町も含めて今これは国全体としてもこういう動きの中でございますけれども、公務員の給与を引き下げる額は巨大なものになるということで、大きく消費を冷え込ませる。そういうことから今回の引き下げには反対をすることでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第4 「議案第85号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」**

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第85号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書の8ページになります。

議案第85号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案件でございます。

説明資料の方をお開きいただきたいと思いますが、15ページの方でございます。

新旧対照表でございますが、第3条第3項であります、期末手当基礎額に係るものでありまして、12月支給分を「100分の170」から「100分の160」にいたすものであります。別表中、町長の給料を「76万9,900円」から「76万7,000円」に、副町長の給料を「61万500円」から「60万8,000円」といたすものであります。

第2条関係であります、6月に支給する期末手当基礎額に乗じる割合を「100分の160」から「100分の145」といたすものであります。

議案書の方の附則でございますが、この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成22年4月1日から施行いたすものであります。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番鵜橋浩之君。

11番（鵜橋浩之君）

今回、特別職というようなことで町長と副町長の引き下げが提案されたところでございます。

それで、関連という形になるわけですが、今回の提案に至る経緯、経過の中で、議会議員の報酬等々についての、何と申しますか、検討と申しますか、議会側との協議と申しますか、そういうものはなされたのかどうか。

というのは、昨今新聞等で各市町村の議会の動向が連日のように記載されているわけですが、けさですか、けさは富谷の問題があのように載った

と。さらに、塩釜、松島等々は執行部と一緒に議員も引き下げをしたというような報道があったところでございますので、議会との協議はされたのかどうか、その経緯について伺っておきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

はい、鶉橋議員からのご質問についてですが、町側の一般職並びに特別職の給与等の改正内容の経緯につきましては、事前に町長より正副議長並びに総務常任委員会、議会運営委員会でも委員長であります高平委員長の方に説明を申し上げたところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

11番鶉橋浩之君。

1 1 番（鶉橋浩之君）

説明はしたけれども、一緒の提案ではないということは、議会にお任せをしたというふうに理解してよろしいのかどうか。

それとですね、ことしの6月に議員報酬、費用弁償に関する条例を改正していますよね。それで、この中で議員の期末手当について、6月期につきましては「100分の160」を「100分の145」にするというふうに附則で、いわゆる平成21年の6月に支給する期末手当については「100分の160」を「100分の145」に減額して支給しますよという改正案になっているわけですが、これはこのままいきますと来年の6月期にはまた元に戻るといふような規定になってしまうのではないかといいいますか、その辺のところの見解も含めてひとつお願いしたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。



総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

まず1点目ではありますが、説明を申し上げ、議員のおっしゃるような形で議会の方にといい形でございます。

それから、2点目の5月に条例改正をお願いをして議決をいただいた議員の係る部分ではありますが、附則での改正でございますので議員のお見込みのとおりでございます。

議長（大須賀 啓君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5「議案第86号 大和町教育委員会教育長の給与、

#### 勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第86号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書は9ページでございます。

議案第86号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務状況に関する条例の一部を改正する条例でございます。

説明資料は16ページの方でございます。

新旧対照表でございますが、第2条第2項につきまして、教育長の給料月額を「51万9,700円」から「51万8,000円」といたすものであります。

第3項につきましては、給与表の改正により「8級」を「6級」に改めるものであります。

議案書の方の附則でございますが、この条例は平成21年12月1日から施行とするものでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6「議案第87号 損害賠償の額を定め和解することについて」

議長 (大須賀 啓君)

日程第6、議案第87号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書の10ページであります。

議案第87号 損害賠償の額を定め和解することについて。

平成21年10月6日、大和町吉岡で発生した交通事故に関し、損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものであります。

記としまして、1. 相手方、〇〇〇氏であります。

2. 事故の概要であります。大和町の職員の運転する公用車が、平成21年10月6日午後0時25分ごろ、大和町吉岡南2丁目4番地の14地内、大和町ふれあい文化創造センター駐車場におきまして、出張先に出発のため停車状態から左方向にハンドルを切り発進しようとしたところ、ハンドル操作を誤り、左側に停車していた相手方車両の右側前部バンパー及び方向指示器部分と接触をいたしましたものであります。

損害は、町の公用車につきましては、左側後部タイヤハウス前部フェンダーの接触により変形、すり傷、塗装のはがれであります。相手方であります〇〇氏の車につきましては、前部バンパー右側並びに右側方向指示器のカバーが破損をしたものでございます。

3. 損害賠償額であります。大和町と〇〇氏は、過失割合を大和町が100、〇〇氏が0とし、大和町は〇〇氏に対し、〇〇氏の車両の損害額18万9,168円と代車としてのレンタカー代2万5,725円の合計21万4,893円に過失割合100%を乗じて得た額の21万4,893円を支払おうとするものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第8回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時38分 閉 会